

一般社団法人京都乳癌研究ネットワーク (KBCRN) 理事会規則

(総則)

第1条 この規則は、一般社団法人京都乳癌研究ネットワーク定款第35条に基づき、理事会の運営に関し必要な事項等について定める。

(常任理事)

第2条 理事会に、常任理事をおくことができる。

- 2 常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 常任理事は、10名以内とする。
- 4 常任理事は、代表理事の職務の執行を補佐する。

(理事会の開催)

第3条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、理事会の招集の請求があったとき
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項又は第3項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(理事会の閉会)

第4条 理事会の議事の閉会は、議長がこれを宣する。

(議長の職務)

第5条 議長は、議事日程に従い、議事を円滑に進行せしめるとともに、議場の秩序を確立し、かつ、これを維持しなければならない。

- 2 議長は、理事の発言を不当に制限してはならない。

(報告事項)

第6条 理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 やむを得ない理由のために当該理事会に出席できない理事は、あらかじめ理事会に対して自己の職務に係る報告書を書面により提出しなければならない。この場合には、理事会の議長が、当該欠席理事に代わって、提出された報告書に基づいて報告する。
- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、前項の報告についてはこの限りでない。

(動議の提出)

第7条 出席した理事は、議事日程を妨げない限り、いつでも動議を議長に提出できる。

- 2 前項の動議が提出されたときは、議長は、これを議案に供するか否かを議場に諮らな

なければならない。

(議案、動議の再提出の禁止)

第8条 否決または撤回された議案及び動議は、同一理事会において再び提出することができない。

(委員会付議)

第9条 理事会で必要と認めるときは、議長は議場に諮り、委員を選任し、委員会に議案を付託して審議させることができる。

2 前項による委員の選任方法は、議長がその都度理事会に諮って決定する。

3 議長は、委員をして、付託した議案について審議の結果を報告させた後、採決する。

(採決)

第10条 出席した理事は、必ず採決に加わらなければならない。ただし、特別の利害関係を有する理事は、その採決に加わることができない。

2 前項ただし書きの場合は、議長は当該理事に対し、その議事が終了するまで退場させることができる。

(規則の変更)

第11条 この規則の変更は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成27年9月26日から施行する。